

### 3 . 品種登録について

(1)申請から登録に至るまでの審査過程を教示願いたい。

(答) 審査の流れは、別紙フロー図のとおりです。

#### 1 出願から出願公表までの手続き

出願書類が種苗課に到着した場合、直ちに出願番号を付し、出願者に出願番号、出願日を通知する。

その後、願書及び説明書の記載内容及び写真、添付書類について方式審査を実施するとともに品種名称の適切性及び未譲渡性について審査を行う。出願書類に不備がある場合は、出願者に補正を命じる。品種名称が、適切でない場合は、出願者に名称変更を命じる。未譲渡性の要件を満たさない場合は、出願が拒絶される。以上について問題がない場合は、官報に出願公表され、仮保護が発生する。出願から出願公表までは、通常3から4ヶ月である。

#### 2 審査の計画作成から区別性、均一性及び安定性(DUS)審査までの手続き

願書、説明書及び写真の情報を基に、既存の品種の中から類似品種を選定し、標準品種(物差し品種)とともに同一の環境条件下で、種類別の審査基準に基づき比較栽培し、品種の特性を調査する。審査の計画作成から栽培準備、栽培、特性調査までの期間は、植物の種類により異なるが、概ね1年から1年半程度である。一部の種類については、国際基準に基づき2作期間について調査が必要である。ただし、植物の種類により植え付け時期が異なるため、すぐに栽培を行うことができない場合がある。調査終了後、データ処理及び報告書作成までに平均3ヶ月を要する。

この調査報告書に基づき、区別性、均一性及び安定性(DUS)の審査を行う。審査は、種類別に出願順に行われるため、この審査に必要な期間は、当該種類の出願件数により異なるが、概ね数ヶ月である。

#### 3 DUS審査終了から登録までの手続き

DUS審査終了後、品種名称の審査(商標とのチェック)を行い、官報に登録の公表を行う。官報に登録された日をもって登録日となる。これに要する期間は約3ヶ月である。登録後30日以内に1年目の登録料が納付されると育成者権が付与される。